

# プラスワン通信

## 事業承継税制の特例で留意すべきポイント

平成30年度税制改正において既存の「事業承継税制」を拡充した「事業承継税制の特例」が創設され注目を浴びています。特例は、非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度であり、一定の要件を満たせば自社株式の相続・贈与に係る相続税・贈与税を猶予または免除することができる制度です。

1. **要件として留意したいことの一つは、資産管理型会社（「資産保有型会社」または「資産運用型会社」）に該当しないことです。**また、2. **円滑な事業承継につなげるためには、制度の活用だけでなく、事業や会社について、中長期的・戦略的な視点をもって、承継計画、経営計画をたてる必要があります。**

### 適用要件は税理士などの専門家にご確認下さい！

○資産管理型会社非該当要件（**事業承継税制の特例が適用できない会社**）

#### ①資産保有型会社

$$\frac{\text{特定資産(※)の帳簿価額の総額}}{\text{試算の帳簿価額の総額}} \geq 70\%$$

直前の事業年度開始の日から納税猶予の期限確定までのいずれかの日における上記の割合が70%以上の会社をいいます。ある1日だけでも満たしてしまうと制度が適用できません。

(※)特定資産とは、i 国債証券、地方債証券、株券など、ii 自ら使用していない不動産（賃貸しているものを含む）、iii ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利、iv 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石、v 現預金、代表者およびその同族関係者（外国会社を含む）に対する貸付金、未収金

#### ②資産運用型会社

$$\frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

③下記の**事業実態要件 i から iii の全てに該当する場合には、例外的に特例を適用することができます。**

i 贈与等の日まで**3年以上**継続して、商品販売等または役務の提供（例えばテナントビル、アパート等の貸付けや管理等も含まれる）を継続して対価を得て行っていること、ii 常時使用する従業員（特例後継者およびその者と生計を一にする親族以外の者）の数が**5人以上**であること、iii 事務所、店舗、工場などの固定施設を所有するか、賃借していること

上記は簡略化した説明のため、**詳細は法令等をご参照頂くか、税理士の先生にご相談下さい。**

### 相続にあたり、不動産や事業のご相談を承ります！

事業承継支援の制度は充実していますが、相続にあたって、不動産の有効活用や事業承継は、**戦略的な中長期計画を立て実行することが大切な**のではないのでしょうか。（高橋）

株式会社プラスワン

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階

TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com